

裁 決 書



審査請求人

代理人

処 分 庁 うるま市福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。)が平成29年5月11日付けで提起した処分庁 うるま市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)による生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく費用返還処分 (平成29年1月19日付けう福保護第25-224号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件処分に係る法令等の規定について
 - (1) 法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市

町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定し、費用返還義務を定めている。

- (2) 民法第703条は、「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」と規定し、不当利得の返還義務を定めている。
- (3) 生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-17において、法第63条は、扶助費の変更決定を行わないままで費用返還義務を定めたものであり、保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずることになると示している。
- (4) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第8の1の(4)のAでは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6ヶ月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とし、恩給、年金等の収入の認定方法を定めている。
- (5) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第10の問10では、「恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行うこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとして差しつかえない」とし、恩給、年金等の分割認定の処理基準を示している。
- (6) 課長通知第10の問9では、「他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行って差しつかえない」とし、他管内からの被保護者の転入時の処理基準を示している。

2 本件処分について

法第63条において被保護者の費用返還義務を定めているが、これは、被保護者に急迫の事由がある場合や、保護金品を受ける資格がないにもかかわらず、保護の実施機関が被保護者に資格があると誤認して保護金品を支給した場合等において、保護金品の支給決定処分自体はそのまま有効なものとするが、保護金品については、被保護者が本来受けるべきではなかったものであるから、これを可能な限り徴収しようということである。言い換えれば、扶助費の変更決定を行わないままで費用返還義務を定めたものといえる。

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が他管内へ転出したため、平成29年1月16日付けで保護の廃止を決定し、生活扶助費を1月15日までの日割りで計算した額に変更した上で、請求人に対し、1月分として前渡した保護費

等について法第63条に基づく本件処分を行ったことが認められる。

この点につき、問答集問13-17では、保護の廃止に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずることになると示していることから、処分庁が法第63条に基づき行った本件処分は、根拠とする法令の適用に誤りがあるため取消しが相当である。

3 結論

審理員意見書においては、本件審査請求は棄却されるべきとのことであるが、以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

4 付言

(1) 児童手当等の収入認定方法について

審理員意見書第3の2の(1)に記載されたとおりであり、平成28年10月受給分児童手当が「同年6月から9月の4か月分」の後払いであっても、収入認定の方法は局長通知第8の1の(4)のアにより、「実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」としているため、処分庁が受給月である平成28年10月から次回の受給月の前月である平成29年1月までの各月に分割して収入認定したことは適正な処理と認められるものであり、児童扶養手当も同様に処理されている。

(2) 本件処分に係る返還金の算定について

処分庁は、転居先の保護の実施機関での保護の決定にあたっての児童手当及び児童扶養手当の収入の認定については、課長通知の第10の問10に基づき、保護の開始時に現に所有する児童手当等の残額を収入として認定し、保護の決定を行うこととなっている旨主張している。一方で、課長通知の第10の問9において、他管内から被保護者が転入してきた者に係る保護の程度の決定は保護受給中の者に対する取扱いと同様に行って差しつかえないとしているので、転居先の保護の実施機関が請求人世帯について保護の開始時から児童手当等を収入認定する場合も想定されることから、処分庁は、転居先の保護の実施機関に対し、請求人世帯の転入時の保護の程度の決定について確認した上で返還額を決定する必要がある。

平成30年5月17日

審査庁 沖縄県知事 翁長雄志

